

様式第 1 号

平成 2 7 年 4 月 1 5 日

岩手労働局長 久古谷 敏行 殿

住 所 盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9-15

事業場名 株式会社 霞 盛岡店

代表者職氏名 盛岡 太郎 印

平成 2 7 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 1,000,000 円
- 2 事業の目的及び内容
盛岡店の最も低い時給を、現在の 710 円から 760 円に 50 円引き上げることとし、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。
在庫管理業務等の改善のため、POS システムを導入する。
- 3 国庫補助金所要額調書（別紙 1）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書（別紙 2）
- 2 法人登記簿謄本
- 3 納税証明書（消費税及び地方消費税・法人税）
- 4 労働保険料申告書及び納付書（写）（直近 2 年間）
- 5 全労働者の賃金台帳（写）（申請前 6 月分）
- 6 全労働者の労働者名簿（写）
- 7 見積書
- 8 誓約書
- 9 振り込みを希望する金融機関名（任意様式）
- 10 その他必要と認める書類

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額に補助 率()を乗 じた額 E	基準額 F	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	2,100,500 円	0 円	2,100,500 円	2,100,500 円	1,050,250 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円

2分の1(ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあっては4分の3)

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		資本金又は 出資の総額	10,000 千円	企業全体で常時使 用する労働者の数	83人
		本店所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
2 業務改 善等を行 う事業場	事業場の名称	株式会社 霞 盛岡店			
	労働保険番号	03101 999999			
	所在地	〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15			
	電話番号	019-604-3008			
	常時使用する 労働者の数	18人	事業の種類	洋品雑貨小売業	
3 助成事業の概要					
(1) 賃金引上計画					
ア 賃金が時間給等 800円未満の労働者 (事業場内で最も低い 賃金(以下「事業場内 最低賃金」という。) を含む時間給等800円 未満の賃金の状況)	労働者職氏名	性別	生年月日	採用 年月日	時間給又は時 間換算額
	販売員 厚生 一郎	男	昭和62年7 月1日	平成25年4 月1日	730円
	販売員 労働 花子	女	昭和62年4 月1日	平成26年7 月1日	710円
イ 事業場内最低賃 金を引き上げる計 画	賃金計算期間 1日~末日 賃金支払日 翌月16日 引上げ年月日 平成27年 6月 1日 引上げ額 氏名 厚生 一郎 引上げ額 40円 氏名 労働 花子 引上げ額 50円 ...				

<p>ウ 事業場内最低賃金 規定を定めた就業規則（案）</p>	<p>賃金規程 （事業場内最低賃金）</p> <p>第10条 当事業場内における最も低い賃金額は、時間給または時間換算額760円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けたものを除く。</p> <p>2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。 また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>第3条 この規定は、平成27年6月1日から施行する。</p>
-------------------------------------	---

(2) 業務改善計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
<p>POSレジシステムの導入により、商品の愛顧状況、棚卸作業や売り上げ状況の分析に必要な時間が20%程度短縮される。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>平成27年 月 日</p> <p>420,500円</p> <p>POS機器</p> <p>平成27年 月 日</p> <p>1,680,000円</p> <p>レシートプリンタ 3台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 3台 キャッシュドロア 3台 カスタマーディスプレイ 2台</p>		
費用見込額合計		2,100,500円

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者 1 の意見		
意見を聴いた労働者の職氏名 主任販売員 内丸 陽子		
意見 POS レジシステムの導入により、商品の在庫管理に必要となる時間が短縮できると思うので、計画に賛成します。		
(4) 事業完了予定期日 平成 年 月 日		
4 交付の決定前 6 月間の解雇等の状況 2 なし		
5 業務改善助成金の受給の有無		
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、受給した年度	
6 他の助成金の受給、申請の有無		
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、助成金の名称	
7 その他 過去 3 年間、岩手労働局から助成金の不支給措置はとられていません。		

1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更における意見聴取の対象者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります（当該事業場の労働者数が常時 10 人未満の場合を含む。）。

2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

振込先希望口座届

支出官 岩手労働局長 殿

支払金を下記口座に振込みくださるようお願いいたします。

郵便番号

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

記

金融機関名		店舗名	
	銀行 金庫 農協		本店 支店 支所
預金種別	振込先希望 口座番号		
普通 ・ 当座			
口座名義 (カタカナで記入)			

注) 口座名義は省略せず、金融機関に届出たとおりに記入してください

平成 2 8 年 月 日

岩手労働局長 殿

〒 - (-)
助成事業主 住所 盛岡市 町

氏名 株式会社
代表取締役社長 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

状 況 報 告

平成 27 年 月 日付け岩労発基 0000 第 号をもって交付額確定の通知を受けた平成 27 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

- 1 対象期間について
交付決定日の 6 月前から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 解雇等 の状況について
解雇等の事実は一切ありません。
- 3 賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について
賃金引き上げ計画に基づいて平成 27 年 月 日に引き上げた賃金は、引き続きその額で支払っています。平成 年 月 日付で労働者 名を採用しましたが、その賃金額は、事業場内最低賃金時間給 7 6 0 円と同額とし、引き続きその額を支払っています。

解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

様式第9号

平成 年 月 日

岩手労働局長 久古谷 敏行 殿

住 所 盛岡市 町

事業場名 株式会社

代表者職氏名

代表取締役社長

印

平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙1）
- 2 事業実施結果報告（別紙2）
- 3 全労働者の賃金台帳(写し)（交付申請書提出から実績報告書提出までの間）
- 4 全労働者の労働者名簿（写）
- 5 事業場内最低賃金規程を含む就業規則（写し）・意見書（写し）
- 6 見積書、納品書、領収書の写し
- 7 写真（導入前、導入後）
- 8 その他参考となる書類

国庫補助金精算書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 支出済額 D	対象経費 支出済額 に補助率 ()を 乗じた額 E	基準額 F	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額) G	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額) H	国庫補助 所要額 I	交付決定 額 J	国庫補助 受入済額 K	差引 過不足額 (K - I) L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	2,100,500 円	0円	2,100,500 円	2,100,500 円	1,050,250 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	0円	-1,000,000 円

2分の1(ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3)

事 業 実 施 結 果 報 告

1 申請企業の規模等		資本金又は 出資の総額	10,000 千円	企業全体で常時 使用する労働者の数	83 人		
		本店所在地	東京都千代田区				
2 業務改 善等を行 う事業場	事業場の名称	株式会社					
	労働保険番号	03101 999999					
	所在地	〒 - 盛岡市 町					
	電話番号						
	常時使用する 労働者の数	18 人	事業の種類	洋品雑貨小売業			
3 助成事業の実施結果							
(1) 賃金引上計画の実施結果							
ア 事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果							
(ア) 賃金計算期間 1 日～末日							
(イ) 賃金支払日 翌月 16 日							
(ウ) 引上げ年月日及び額 平成 27 年 6 月 1 日 引上げ額 50 円（ 710 円から 760 円へ）							
イ 時間給等 800 円未満の労働者の賃金の引上げ状況							
労働者職氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後 の時間額	引上げ 額
販売員 厚生 一郎	男	昭和 6 2 年 7 月 1 日	平成 2 5 年 4 月 1 日	730 円	平成 27 年 6 月 1 日	770 円	40 円
販売員 労働 花子	女	昭和 6 2 年 4 月 1 日	平成 2 6 年 7 月 1 日	710 円	平成 27 年 6 月 1 日	760 円	50 円
ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書							

別添写しのとおり。		
(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書等を添付すること。）		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額
POS レジシステムの導入により、商品の愛顧状況、棚卸作業や売り上げ状況の分析に必要な時間が20%程度短縮された。		
ソフトウェア	平成 27 年 月 日 (納品日)	420,500 円
POS 機器	平成 27 年 月 日 (納品日)	1,680,000 円
レシートプリンタ 3台		
バーコードスキャナ 6台		
ラベルプリンタ 3台		
キャッシュドロア 3台		
カスタマーディスプレイ 2台		
費用額合計		2,100,500 円
4 交付決定日の6月前から事業実績報告までの間の解雇等の状況 なし		
5 業務改善助成金の受給の有無		
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、受給した年度	
6 同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無		
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、助成金の名称	
7 その他 過去3年間、岩手労働局から助成金の不支給措置はとられていません。		

解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

岩手労働局長 殿

〒 - (-)
助成事業主 住所 盛岡市 町

氏名 株式会社
代表取締役社長 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
支払請求書

平成 27 年 月 日付け岩労発基 0000 第 号平成 27 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により、下記 1 の事業場に係る確定した助成金額 1,000,000 円の通知を受けた件について、下記 2 へ振り込むよう請求します。

1 賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称	株式会社												
労働保険番号	0	3	1	0	1	0	9	9	9	9	9	0	0
所在地	岩手県盛岡市 町												

2 助成金の振込先

金融機関名及び番号 (フリガナ)	支店名及び番号 (フリガナ)	口座番号 (右へよせて下さい)											
銀行	盛岡支店												
口座の種類	口座名義 (カタカナ)											備考	
普通当座 [該当するものを で囲んで下さい。]	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ						
	ヤ												

口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。